

令和3年度都道府県単位 保険料率について

1. 令和3年度の収支見込みや保険料率について …P1～
 - ①医療分 …P2～
 - ②介護分 …P20～
2. インセンティブ制度について …P23～
3. 今後のスケジュール …P28～
4. 参考資料 …P30～

令和3年1月19日
令和2年度 第5回評議会

1. 令和3年度の収支見込みや保険料率について

- ① 医療分
- ② 介護分

① 医療分

令和2年度平均保険料率について

1. これまでの議論の経緯

平成29年12月19日の運営委員会における平成30年度保険料率の議論において、理事長より、「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」旨の考えが示されている。(5頁参照)

令和3年度の保険料率については、この理事長発言を踏まえつつ運営委員会では議論が進められた。

運営委員会における意見では、コロナ禍の状況であるため加入者や事業主の負担を少しでも軽減すべきとの意見があったが、全体としてはコロナ化の10%維持の意見であった。(6頁参照)

また、支部評議会においては、理事長の示した考えを基に意見書の提出なしが6支部。一方、意見書の提出があった支部では、平均保険料率10%維持の意見が31支部、引き下げるべきとの意見が2支部となっている。(7頁参照)

2. 協会としての対応

(1) 平均保険料率について

令和3年度の平均保険料率については、10%を維持する。

(2) インセンティブ制度について

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が生じたことから、5つの評価指標の実績を補正し、インセンティブ分保険料率については、予定どおり、0.004%から0.007%に引き上げる。

(3) 保険料率の変更時期について

令和3年4月納付分からとする。

第 89 回全国健康保険協会運営委員会（29 年 12 月 19 日）

理事長発言要旨

今回の議論に当たり、先ほどの資料 1 にも記載のとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。

これを見ると、平均保険料率の 10%を維持した場合であっても、中長期的には 10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている 2025 年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。

今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率 10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率 10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。

また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。

以上を踏まえ、協会としては、平成 30 年度の保険料率については 10%を維持したいと考える。

なお、激変緩和率については、平成 31 年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成 30 年度は 10 分の 7.2 として 10 分の 1.4 の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については、平成 30 年 4 月納付分からとしたいと考えている。

最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで 3 年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5 年ないし 2025 年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。3 回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

令和3年度保険料率に関するこれまでの運営委員の主な意見

1. 平均保険料率

- コロナ禍という状況であるが、高齢化の進行、現役世代の減少という構造的な課題は変わっていない。健全な財政基盤を確保していくことが基本であり、10%維持に賛成である。一方で準備金残高が積みあがっており、これまで以上に丁寧な説明が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症で先行き不透明であり、景気回復には時間がかかることが見込まれる。今後、数年は厳しい財政状況になることが見込まれるため、令和3年度の保険料率を10%維持することが適当であると考え。なお、協会けんぽには、国庫補助率を上限20%に引き上げるよう国へ強く要望していただきたい。
- 評議会の意見の中でコロナの影響で一時的に保険料率を下げてはどうかという意見も見受けられたが、保険料の納付猶予で対応されていると考える。コロナで先行き不透明な中で、保険料率を変更することはリスクが高いと考える。
- 現状の保険料率の維持を支持したい。多くの支部で現状の10%維持を支持していると思われる。新型コロナの影響が今後さらにでてくると考えると将来的な引き上げ幅を緩和するという効果を視野に入れて10%維持を支持したい。一方で、事務局が出された資料の準備金の予測値と実際の値と乖離が出た場合は、しっかりと検証し、次年度に還元するなど新たな対応を議論する必要があるのではないかと。
- 現状の10%維持に賛成である。資料から保険の財政が赤字構造であることが読み取れるため、コロナの影響で保険料収入が増加しない中、赤字構造を改善するには支出を減らす必要がある。マイナンバーカード等を活用して、医療費削減につながる提言を国に対して行ってほしい。
- 保険料を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員の理解を得ることは難しい。コロナ禍の中で、保険料の引き下げや国庫負担の増額に言及した支部評議会の意見も多くあるため、本部としても十分にこの内容を検証して運営委員会に来年度の保険料率に係る議論を諮るべきである。保険者として収支の均衡のみを見るのではなく、加入者の持続的な発展につながるような、加入者への支援策を積極的に国へ要望していただきたい。

2. 保険料率の変更時期

- 令和3年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなし。

令和3年度の保険料率に関する支部評議会の意見

令和2年10月から11月に開催した各支部の評議会での意見については、理事長の現時点における考え(新型コロナウイルス感染症拡大による協会財政に対する影響はあると考えられるが、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと)を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見の提出なし 6支部(13支部)

※()は昨年の支部数

意見の提出あり 41支部(34支部)

- | | |
|---------------------------|------------|
| ① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 | 31支部(21支部) |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 5支部(7支部) |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 2支部(2支部) |
| ④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし) | 3支部(4支部) |

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はほぼなし。

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	95,939	94,432	98,596	H24-R2年度保険料率： 10.00% R3年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	12,456	
	その他	645	285	237	
	計	108,697	107,437	111,289	
支出	保険給付費	63,668	62,175	66,838	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 拠出金等対前年度比 + 272 } + 443 + 172 } ▲ 0 </div> ○R3年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 R3年度均衡保険料率： 9.70%
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	15,573	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	21,492	
	退職者給付拠出金	2	1	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	3,383	3,430	4,497	
	計	103,298	102,227	108,400	
単年度収支差		5,399	5,209	2,889	
準備金残高		33,920	39,129	42,018	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和3年度京都支部保険料率

全国平均保険料率(療養の給付等に係る保険料率) **A** 5.295%

= 平均保険料率(10.0%) - 共通料率(4.705%)

支部毎の医療費に係る部分

健康保険法
第160条第3項1号

B
支部毎の療養の
給付等に要する額
5.225%
【令和2年度】
5.143%

健康保険法
第160条第4項

C 年齢調整
0.055%
【令和2年度】
0.058%

D 所得調整
0.054%
【令和2年度】
0.082%

調整後の療養の給付等に係る保険料率

E 京都支部 **5.334%**

【令和2年度】
5.283%

共通料率(全国一律の部分)

F **4.705%**

【令和2年度】
4.731%

健康保険法
第160条第3項2号

前期高齢者納付金
後期高齢者支援金

退職者給付拠出金

現金給付費

等

健康保険法
第160条第3項3号

業務経費

一般管理費

準備金積立て

等

精算の部分

G **0.012%**

【令和2年度】
0.009%

令和元年度の支部
毎の収支決算におけ
る収支差

京都支部
▲2億7,225万円
【令和2年度】
▲1億9,601万円

インセンティブ 制度の部分

H **0.004%**

【令和2年度】
0.004%

全支部より財源を拠出
京都支部加算
1億5,145万円
0.007%

【令和2年度】
0.004%

令和元年度実績
による報奨金
京都支部減算
7,396万円
0.003%

【令和2年度】
0%

都道府県単位保険料率(令和3年度京都支部保険料率)

E

療養の給付等に
係る保険料率
5.334%

F

共通料率
(全国一律の部分)
4.705%

G

精算の部分
0.012%

H

インセンティブ制度
の部分
0.004%

= 10.06%

【小数点第3位四捨五入】
【令和2年度】10.03%

支部毎の療養の給付等に要する額

【京都支部の場合】

$$\frac{\begin{array}{l} \text{(支部医療給付費)} \\ 1,152\text{億}6,710\text{万円} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(支部総報酬額)} \\ 2\text{兆}2,058\text{億}6,770\text{万円} \end{array}} = \begin{array}{l} \text{支部毎の療養の} \\ \text{給付等に要する料率} \\ \hline 5.225\% \end{array}$$

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

年齢調整

【京都支部の場合】

年齢構成が全国平均より低い ⇒ 保険料率を上げる方向に調整される

(平均給付費)
1,156億199万円

—

(標準給付費)
1,143億8,674万円

=

(年齢調整額)
12億1,526万円

【平均給付費】

(全国の加入者1人あたり医療費) × (京都支部加入者数)

【標準給付費】

(全国の各年齢階級の1人あたり給付費) × (京都支部の各年齢階級の加入者数)の合計

(年齢調整額)
12億1,526万円

年齢調整率

=

(支部総報酬額)
2兆2,058億6,770万円

0.055%

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

D

所得調整

【京都支部の場合】

所得（標準報酬月額）が全国平均より高い
⇒ 保険料率を上げる方向に調整される

全国合計給付費を総報酬按分した額
1,167億9,415万円

-

平均給付費（P11参照）
1,156億199万円

=

所得調整額
11億9,216万円

（全国給付費）
5兆2,197億5,505万円

×

（京都支部総報酬額）
2兆2,058億6,770万円

=

全国合計給付費を
総報酬按分した額
1,167億9,415万円

（全国総報酬額）
98兆5,844億6,565万円

（所得調整額）
11億9,216万円

所得調整率

=

（支部総報酬額）
2兆2,058億6,770万円

0.054%

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

F

共通料率

共通料率 (A + B - C)	4.71 %
A. 第2号都道府県単位保険料率	3.99 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.74 %
C. 収入等の率	0.03 %
第1号平均保険料率	5.29 %
計	10.00 %

- ・ 第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

共通料率

4.705%

精算の部分

○令和元年度の都道府県支部別の収支差

- 令和3年度の都道府県単位保険料率の算定においては、健康保険法施行規則第135条の7に基づき、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差について精算する必要がある。

収支差がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は「▲」（マイナス記号）を外した値を支出の「第3号経費」に加算する。

(百万円)

京 都	▲272
-----	------

$$\text{保険料率換算} = \frac{\text{支部別収支差}}{\text{支部総報酬額}}$$

支部別収支差 (京都)	支部総報酬額	保険料率換算
▲2億7,225万円	2兆2,058億6,770万円	0.012%

令和3年度保険料率算定時に

0.012%

の保険料率引上げが必要

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

保険料率別の支部数（暫定版）

保険料率 （%）	支部数
10.68	1
10.45	1
10.36	1
10.30	1
10.29	3
10.28	1
10.26	1
10.24	1
10.22	3
10.18	1
10.17	1
10.16	1
10.11	2
10.06	1
10.04	1
10.03	2
10.01	1
10.00	1
9.99	1
9.98	1
9.97	1
9.96	1
9.95	1
9.91	1
9.87	1
9.84	1
9.83	2
9.81	1
9.80	1
9.79	2
9.78	1
9.74	2
9.72	1
9.71	1
9.66	1
9.64	1
9.59	1
9.50	1

23



23

令和3年度都道府県単位保険料率の 令和2年度からの変化（暫定版）

令和2年度保険料率 からの変化分			支部数
料率 (%)	金額 (円)		
+0.20	+300	0	
+0.19	+285	0	
+0.18	+270	0	
+0.17	+255	0	
+0.16	+240	0	
+0.15	+225	1	
+0.14	+210	0	
+0.13	+195	1	
+0.12	+180	0	
+0.11	+165	1	
+0.10	+150	2	
+0.09	+135	0	
+0.08	+120	1	
+0.07	+105	1	
+0.06	+90	1	
+0.05	+75	0	
+0.04	+60	4	
+0.03	+45	4	
+0.02	+30	1	
+0.01	+15	3	
0.00	0	1	
▲0.01	▲15	4	
▲0.02	▲30	4	
▲0.03	▲45	4	
▲0.04	▲60	1	
▲0.05	▲75	2	
▲0.06	▲90	1	
▲0.07	▲105	1	
▲0.08	▲120	2	
▲0.09	▲135	2	
▲0.10	▲150	1	
▲0.11	▲165	1	
▲0.12	▲180	1	
▲0.13	▲195	1	
▲0.14	▲210	1	
▲0.15	▲225	0	
▲0.16	▲240	0	
▲0.17	▲255	0	
▲0.18	▲270	0	
▲0.19	▲285	0	
▲0.20	▲300	0	

20

26

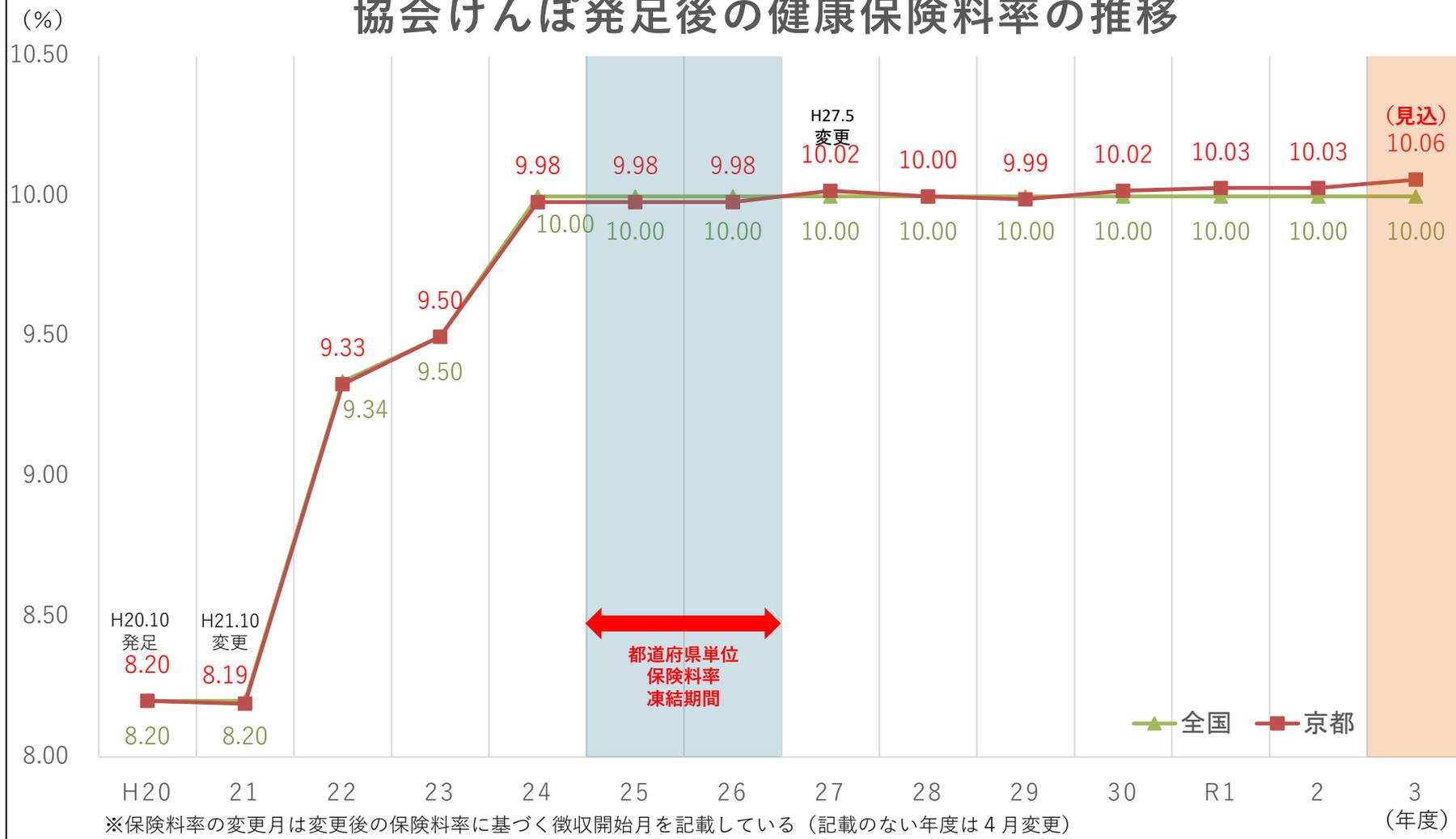
京都

注1. 「+」は令和3年度保険料率が令和2年度よりも上がったことを、

「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

協会けんぽ発足後の健康保険料率の推移



新型コロナウイルス感染症に係る協会けんぽの保険料猶予等の対応

1. 保険料関係

① 保険料の猶予

- 令和2年2月1日以降における、一定期間（1か月以上）において、収入に相当の減少（前年同期比概ね20%以上の減）があった方について、保険料を無担保かつ延滞金なしで、1年間納付を猶予することとされた。
- 11月1日時点で健康保険料及び介護保険料計で1,595億円の納付が猶予されている。

② 特例随時改定

- 緊急事態宣言に伴う自粛要請等を契機として、休業に伴い所得が急減する被保険者が相当数生じている等の特別な状況に鑑み、令和2年4月～7月に休業があった者について、通常の手続き（随時改定）であれば、報酬の低下後4か月目から標準報酬月額・保険料が減額されるどころ、翌月から減額改定できる特例が実施された。
- 現在、緊急事態宣言は解除されたものの、現下の感染状況を踏まえ、令和3年3月まで特例措置が延長されることとなった。
- 8月28日時点で、日本年金機構において約2万事業所から申請を受理し、約1.5万事業所、19万人について特例改定を承認。※健保組合加入者を含んだ数字

2. 傷病手当金関係

- 傷病手当金の速やかな支給のため、厚労省からの事務連絡を踏まえ、以下の対応を実施した。
 - ・発熱などの症状があるため自宅療養を行った期間についても、労務に服すことができなかった期間として取扱う。
 - ・やむを得ず、医療機関を受診できなかった場合は、医師の意見書がなくとも、事業主の証明書により、労務不能と認め支給。

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2020年11月12日時点

QをクリックするとHPに飛びます

給付	全国全ての人々に	特別定額給付金	申請受付終了	一律 1人 当たり 10万円 申請は郵送又はマイナポータルで	—
	子育て世帯の方々に	子育て世帯への臨時特別給付金	実施中	児童手当受給世帯に対して子ども 1人 当たり 1万円 改めての申請不要	各市区町村の窓口まで
	生活が苦しいひとり親世帯の方々に	ひとり親世帯への臨時特別給付金	実施中	児童扶養手当受給世帯等に対して 5万円 （第2子以降は +3万円 ） さらに、収入減の場合 +5万円	各市区町村の窓口まで コールセンター 0120-400-903 (9:00~18:00 土、日、祝日を除く)
	休業期間中、賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	実施中	中小企業で働く従業員に対して月額最大 33万円 を支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (平日8:30-20:00, 休日8:30-17:15)
	休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金	実施中	原則 3か月 , 最長 9か月 家賃相当額を支援	お住いの市区町村の自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (毎日 9:00-21:00)
	アルバイト収入減で学業継続が厳しい	学生支援緊急給付金	実施中	大学・短大・高専・専門学校生等 1人 当たり 20万円 (住民税非課税世帯) 10万円 (上記以外)	各大学等の学生課等の窓口まで
貸付	収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金	実施中	最大 80万円 (二人以上世帯) 最大 65万円 (単身世帯) ※延長すれば、最大140万円、110万円	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999(毎日9:00-21:00)
猶予・減免	収入減で保険料が払えない	国民健康保険料等の減免	実施中	国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等を減免 <small>リンク先ページのP13をご覧ください</small>	各市区町村の窓口まで
	生活が苦しくて税、公共料金が払えない	納税猶予、公共料金の支払猶予	実施中	国税・地方税、電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の各種公共料金の支払を猶予	国税 — 国税局猶予相談センターまで 地方税 — 各地方団体の窓口まで 各種公共料金 — 各事業者まで

世帯や個人の皆様

詳細はこちらをクリック

詳細はこちらをクリック

国税の詳細はこちらをクリック

中小・小規模事業者等の皆様

給付	売上が半分以下※ で事業の継続が苦しい ※1～12月のどの月でも	持続化給付金	実施中 中小法人等 最大 200万円 フリーランス含む個人事業者 最大 100万円 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した 個人事業者、2020年新規創業者向けの申請も開始	持続化給付金事業コールセンター 0120-279-292 (土、祝日除く8:30-19:00)	☞ 詳細は こちらを クリック
	家賃の支払いが苦しい	家賃支援給付金	実施中 一定の売上減少要件を満たす事業者に 中小企業等 最大 600万円 ※1 個人事業者等 最大 300万円 ※2 ※1 最大100万円/月 (給付率2/3,1/3) ×6カ月分 ※2 最大50万円/月 (給付率2/3,1/3) ×6カ月分	家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930 (土、祝日除く8:30～19:00) 7/15～申請サポート会場も順次開設	
助成	雇用を維持できない	雇用調整助成金	実施中 雇用を維持する中小企業は 一律10割 助成 日額上限 8,330円 → 15,000円 に引上げ	お近くの都道府県労働局 または叫ワークまで コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00) 8月25日からオンライン申請開始	☞ オンライン 申請 の詳細は こちらを クリック
	事業再開に向けた 投資をしたい	持続化補助金	実施中 小規模事業者に 最大150万円 を補助 (最大100万円までを 最大3/4 補助, 最大 50万円 を定額補助) ナトリウム、5G、VR等は最大200万円	お近くの商工会 または商工会議所まで	
貸付	売上減で 資金繰りが厳しい	実質無利子・ 無担保融資	実施中 3年間無利子、最長5年間元本据置 日本政策金融公庫等に加え、 5月より地銀、信金、信組等でも利用可に	日本公庫 → 0120-154-505 (平日) ※休日も別途相談窓口を設け 商工中金 → 0120-542-711 (平日・土曜) 民間金融 → 0570-783-183 (平日・休日)	
猶予・ 減免	売上減で 税、社会保険料が苦しい	国税、地方税、 社会保険料の納付猶予	実施中 売上が一定程度減少の場合、 1年間、 無担保かつ 延滞税なし で猶予	国税 → 国税局猶予相談センターまで 地方税 → 各地方団体の窓口まで 社会保険料 → 官報の年金事務所、各都道府県労働局	☞ 国税の 詳細は こちらを クリック
	売上減で 固定資産税が払えない	固定資産税・ 都市計画税の減免 <small>リンク先パンフのP.73をご覧ください</small>	実施中 売上が一定程度減少の場合、 来年度は 2分の1 又は ゼロ に減免	相談ダイヤル 0570-077-322 (平日 9:30～17:00)	

出典：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室HP
<https://corona.go.jp/action/>

② 介護分

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% R3年度保険料率： 1.80% 納付金対前年度比 ⇒ + 242
	国庫補助等	515	-	-	
	その他	-	-	-	
	計	10,589	10,343	10,983	
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	
	その他	-	21	-	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の令和3年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和3年度は、令和2年度末に見込まれる不足分(466億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.80%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.79%から令和3年4月以降に1.80%へ引き上げた場合の令和3年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 428円 (76,666円 → 77,094円) の負担増

〔月額〕 32円 (5,728円 → 5,760円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.387月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和3年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。

2. インセンティブ制度について

1. 令和2年度実績の評価方法等について

〔検討の背景〕

① これまでの経緯について

- インセンティブ制度については、5つの評価指標により、支部ごとの実績を評価することとされており、また、インセンティブ分の保険料率については、健康保険法施行令において、3年間で段階的に導入することとされている。（詳細は14ページを参照）
 - ・ 平成30年度の実績（令和2年度保険料率）：0.004%
 - ・ 令和元年度の実績（令和3年度保険料率）：0.007%
 - ・ 令和2年度の実績（令和4年度保険料率）：0.01%
- 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が生じたことから、5つの評価指標の実績を補正し、インセンティブ分保険料率については、予定どおり、0.004%から0.007%に引き上げることに付いて、前回の運営委員会です承された。

«インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法»

評価指標	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた評価方法の変更点
【指標1】 特定健診等の実施率	○ 令和2年3月は実績がなかったものとして、平成28・29・30年度において、3月実績が通年に占める割合を基に平成31年4月から令和2年2月分実績に補正をかけたものと、令和元年度実績との、高い方の値により評価する。
【指標2】 特定保健指導の実施率	○ 分母について、令和2年3月は実績がなかったものとして、平成28・29・30年度において、3月実績が通年に占める割合を基に平成31年4月から令和2年2月分実績に補正をかけたものと、令和元年度実績との、高い方の値により評価する。 ○ 分子については、平成31年4月から令和2年3月分実績で評価する。
【指標3】 特定保健指導対象者の減少率	○ 変更なし
【指標4】 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	○ 平成31年4月から令和元年11月の間に一次勧奨をした対象者の実績で評価（加入者が医療機関への受診を自粛した令和2年3月から5月等を評価の対象外とする。）
【指標5】 後発医薬品の使用割合	○ 変更なし

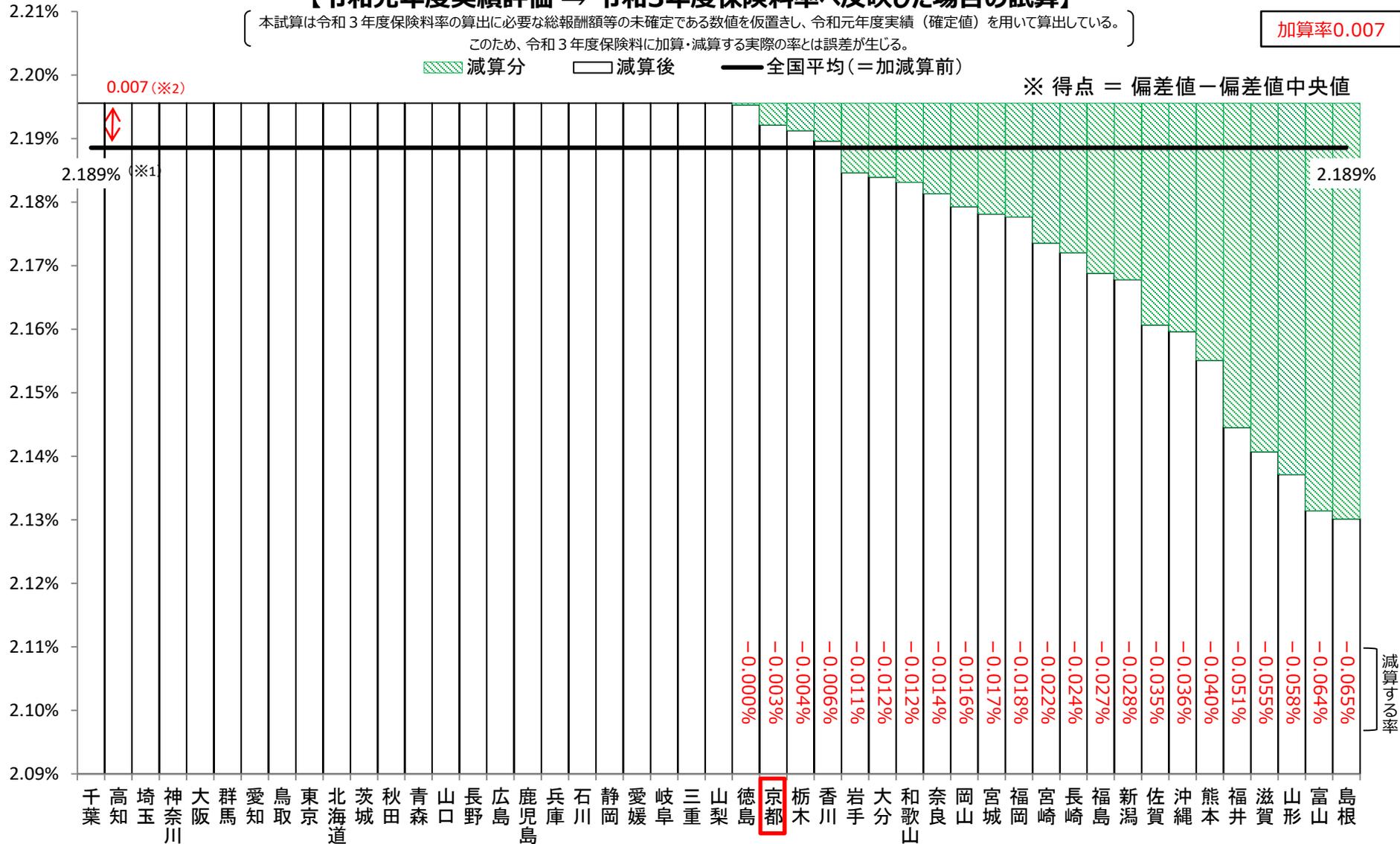
1. 令和2年度実績の評価方法等について

令和元年度実績（4月～3月確定値）のデータを用いた試算

【令和元年度実績評価 ⇒ 令和3年度保険料率へ反映した場合の試算】

〔本試算は令和3年度保険料率の算出に必要な総報酬額等の未確定である数値を仮置きし、令和元年度実績（確定値）を用いて算出している。〕
 このため、令和3年度保険料に加算・減算する実際の率とは誤差が生じる。

加算率0.007



※1 2.189%とは、令和元年度決算における総報酬額及び後期高齢者支援金の額を基に仮に算出した後期高齢者支援金の料率である。

※2 令和3年度保険料率に盛り込むインセンティブ分保険料率（0.007%）は、令和元年度総報酬額の実績に0.007%を乗じて令和3年度総報酬額の見込み額を除いて計算する。本試算においては、計算のためのデータがないため、0.007%としている。（詳細は、「平成30年3月20日開催 第91回運営委員会資料 資料3」に掲載。）

1. 令和2年度実績の評価方法等について

〔令和2年度実績の評価方法等（案）の検討〕

- こうした状況を踏まえ、今後、以下の論点について議論をしていただいた上で、最終的には、令和2年度実績を確認した上で、令和3年秋を目途に運営委員会において、令和2年度実績の評価方法等について結論を出していただく予定である。なお、健康保険法施行令等の変更が必要な場合は、厚生労働省の「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」などでの議論を踏まえて検討する必要がある。

<論点>

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和元年度の対応と同様に、実績値の補正等を行うことで評価できるか。
- ② 令和2年度実績を令和4年度保険料率に反映する場合において、インセンティブ分の保険料率は、政令により、千分の〇・一（0.01%）に引き上げることが既に定められているが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、引き上げを行うかどうか。

2. 成長戦略フォローアップを踏まえたインセンティブ制度の検証及び見直しの検討について

成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）より抜粋

- 全国健康保険協会における予防・健康事業の取組状況に応じた都道府県支部毎の保険料率のインセンティブ措置について、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討、2021年度中に一定の結論を得る。

- 協会けんぽにおけるインセンティブ制度は、平成30年度より本格導入し、その実績を令和2年度保険料率から反映している。
- これまでに、インセンティブ制度に係る平成30年度実績の検証を行ったところ、「制度を開始したばかりであり、制度の安定性や評価の整合性を確認する意味でもしばらく静観し、数年後に見直しを検討することが適当」と運営委員からご意見をいただき、今後、3年度分（平成30年度から令和2年度）の実績を活用しつつ、令和3年11月以降に改めて検証を行うことを検討していたところ。
- しかしながら、成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）において、疾病予防・健康づくりのインセンティブ措置の更なる強化として、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討し、令和3年度中に一定の結論を得ることとされたことから、インセンティブ制度の見直しに向けた検討を行い、今後、運営委員会にお諮りする。なお、見直し案については、厚生労働省の「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」など、国の会議での議論を踏まえて検討する必要がある。

参考：成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）より抜粋

6. 個別分野の取組

(2) 新たに講ずべき具体的施策

vi) 疾病・介護の予防

① 人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進

ア) 疾病予防・健康づくりのインセンティブ措置の更なる強化

- ・ 国民健康保険の保険者に対する保険者努力支援制度について、2020年度中に、インセンティブ措置強化の影響分析等を行うとともに、2021年度以降の各評価指標や配点について、成果指標の拡大や配分基準のメリハリを強化するなどの見直しを行う。また、各保険者の点数獲得状況を公表する。
- ・ 健康保険組合等の予防・健康事業の取組状況に応じて後期高齢者支援金を加減算する制度について、2020年度中に保健事業の効果や最大±10%と強化したインセンティブ措置の影響分析等を行うとともに、2021年度以降の加減算における対象範囲、各評価指標や配点について、成果指標の拡大や配分基準のメリハリを強化する等の見直しを行う。また、2020年度中に各健康保険組合等の後期高齢者支援金の加減算率について、新たに加算対象組合を公表することについても検討する。
- ・ 全国健康保険協会における予防・健康事業の取組状況に応じた都道府県支部毎の保険料率のインセンティブ措置について、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討、2021年度中に一定の結論を得る。
- ・ 後期高齢者医療広域連合の予防・健康事業の取組を強化する。予防・健康事業の取組状況に応じて配分される特別調整交付金（保険者インセンティブ措置）について、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組状況等を踏まえた評価指標の重点化や見直し等、インセンティブが強まる方策を検討し、2020年度中に、一定の結論を得る。
- ・ 各評価指標や配点の見直しにおいては、各医療保険における被保険者の性質を考慮しつつ、予防・健康づくりの取組がより一層強化されるよう、徹底したPDCAサイクルを通じ、配点のメリハリを強化するなどの適切な指標の見直しを行う。

3. 今後のスケジュール

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール（現時点での見込み）

令和2年12月末時点

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	9/15		11/25	12/18 (12/24)	1/26	(2/25)	3/17	
運営委員会	事業計画(R3年度)							（保 険 料 率 の 広 報 等 ）
	予算(R3年度)							
	第5期アクションプラン							
	インセンティブ速報値(R1年度)			インセンティブ制度に関する見直しの検討				
	インセンティブ実績(R1年度) 評価・反映方法							
	平均保険料率			都道府県単位 保険料率				
	・論点 ・5年収支見直し		・評議会意見(任意)	・平均保険料率の決定		・都道府県単位保険料率の決定 ・支部長意見		
支部評議会		保険料率			都道府県単位 保険料率			
		インセンティブ実績 (R1年度) 評価方法	支部の事業計画(R3年度)					
	支部の予算(R3年度)							
	9/15	10/26		12/21	1/19			
国・その他	薬価改定・介護報酬改定				政府予算案 閣議決定	保険料率の 認可等	保険料率の 広報等	事業計画、 予算の認可等
	制度見直し検討(給付と負担の見直し等)							

4. 參考資料

令和3年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する（年齢調整及び所得調整を含む）。

- ・ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・ 都道府県支部別医療給付費
- ・ 年齢階級別加入者1人当たり医療給付費
- ・ 都道府県支部別総報酬額

- 注
- ・ 上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、令和元年度の実績データを集計したものに、全国計における令和3年度の見込み値の令和元年度の実績値との比率を乗じて算出。
 - ・ また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、令和元年度の実績データを集計したことから、東日本大震災、平成30年7月豪雨及び令和元年台風19号に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額（窓口負担減免額及び波及増分に係る額）を控除したうえで、全国計における令和3年度の見込み値との比率を乗じて算出。
 - ・ なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額（原子爆弾被爆者に係る医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「健康保険法第160条第3項第2号経費」、「同条第3号経費」、「令和元年度の都道府県支部別の収支差」及び「インセンティブ制度による都道府県支部別加減算額」も必要となる。

○都道府県支部別・年齢階級別加入者数（令和3年度見込み）

（百人）

	合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全 国	410,070	19,129	21,608	22,622	24,151	26,881	27,266	29,782	33,306	38,227	41,004	34,333	30,806	28,987	20,389	11,578
京 都	9,082	433	486	504	531	627	626	660	733	858	940	762	653	576	421	274

・ 各支部の年齢階級別加入者数の令和元年度実績に、全国計の加入者数の令和3年度見込みとの比率を乗じて算出。

・ 数値は、年度の平均値。

（参考）令和2年度見込み

（百人）

	合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全 国	413,450	19,916	22,056	22,822	24,463	27,111	27,461	30,753	34,113	39,768	40,093	33,520	30,908	29,064	20,978	10,423
京 都	9,329	457	499	513	545	638	659	700	772	919	935	755	652	580	454	252

○都道府県支部別医療給付費（令和3年度見込み）

（百万円）

京 都	115,267
全 国	5,219,755

・ 各支部の医療給付費の令和元年度実績から東日本大震災、平成30年7月豪雨及び令和元年台風19号に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の令和3年度見込みとの比率を乗じて算出。

・ 医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

（参考）令和2年度見込

（百万円）

京 都	117,143
全 国	5,236,260

○年齢階級別加入者1人当たり医療給付費（令和3年度見込み）

（参考）令和2年度見込み

	(円)
計	127,289
0～4歳	182,733
5～9	87,900
10～14	70,084
15～19	57,666
20～24	52,539
25～29	65,731
30～34	75,834
35～39	82,207
40～44	92,278
45～49	111,258
50～54	141,754
55～59	180,200
60～64	226,414
65～69	286,723
70～74	406,509

	(円)
計	126,648
0～4歳	185,454
5～9	88,959
10～14	70,371
15～19	56,522
20～24	53,154
25～29	65,820
30～34	75,203
35～39	81,913
40～44	91,362
45～49	110,447
50～54	141,914
55～59	179,753
60～64	226,073
65～69	289,631
70～74	416,594

- ・令和元年度実績における年齢階級別加入者1人当たり医療給付費から、東日本大震災、平成30年7月豪雨及び令和元年台風19号に伴う窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除して得た額に、年齢階級計の加入者1人当たり医療給付費の令和3年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

○都道府県支部別総報酬額（令和3年度見込み）

（参考）令和2年度見込み

	(百万円)
京都	2,205,868
全国	98,584,466

	(百万円)
京都	2,277,649
全国	99,374,307

- ・標準報酬月額と標準賞与額のそれぞれについて、各支部の令和元年度実績に、全国計の令和元年度実績に対する令和3年度見込みの比率及び予定保険料納付率（約0.996）を乗じて支部の標準報酬月額及び標準賞与額の見込みを算出し、それらを合算。

○都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて（令和3年度見込み）

【支出】

（百万円）

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費（国庫補助を除く）	5,219,755
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等（国庫補助、日雇拋出金を除く）	439,750
・拋出金等（国庫補助を除く）	3,493,578
・前期高齢者納付金	1,344,451
・後期高齢者支援金	2,149,047
・退職者給付拋出金	67
・病床転換支援金	13
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費（国庫補助を除く）	181,180
・一般管理費（国庫負担を除く）	57,890
・貸付金	150
・雑支出	165,224
・準備金積立て	288,921
*事務経費・雑支出（国）	36,799
合 計	9,883,247

【収入】

保険料収入	
・保険料収入（一般分）	9,858,447
その他収入	
・貸付金返済収入	150
・雑収入	20,463
*日雇特例被保険者保険料収入	1,126
*雑収入等（国）	3,062
合 計	9,883,247

- ・ * については、国の予算において計上されるもの。
- ・ 第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。
- ・ 第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号経費及びその他収入において、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

(参考) 都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて (令和2年度見込み)

【支出】

(百万円)

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費(国庫補助を除く)	5,236,260
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等(国庫補助、日雇拋出金を除く)	445,544
・拋出金等(国庫補助を除く)	3,420,428
・前期高齢者納付金	1,316,486
・後期高齢者支援金	2,103,860
・退職者給付拋出金	68
・病床転換支援金	13
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費(国庫補助を除く)	164,588
・一般管理費(国庫負担を除く)	49,478
・貸付金	166
・雑支出	69,720
・準備金積立て	544,454
*事務経費・雑支出(国)	37,027
合 計	9,967,665

【収入】

保険料収入	
・保険料収入(一般分)	9,937,431
その他収入	
・貸付金返済収入	166
・雑収入	25,356
*日雇特例被保険者保険料収入	1,463
*雑収入等(国)	3,249
合 計	9,967,665

- ・ * については、国の予算において計上されるもの。
- ・ 第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。
- ・ 第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号経費及びその他収入において、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。